

**防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
(昭和47年法律第132号) スキーム図**

○法制定の背景

昭和47年7月豪雨災害等による被害を契機に議員立法により制定

○法の趣旨（第1条）

この法律は、豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は災害が発生するおそれがある一定の区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に係る経費に対する国の財政上の特別措置等について定める。

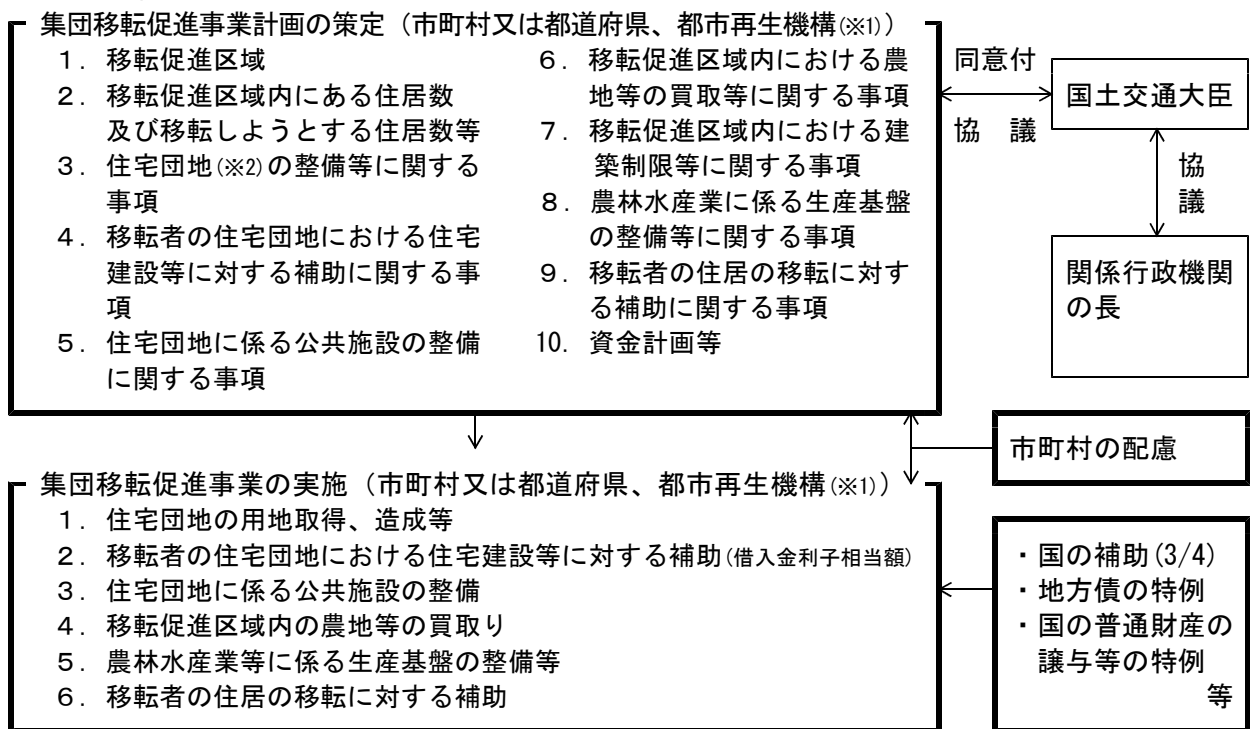
○移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進するため、国の財政上の特別措置等を講じる。

- ・ 豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域
- ・ 災害が発生するおそれがある以下の区域
 - ・ 建築基準法第39条第1項の災害危険区域
 - ・ 地すべり等防止法第3条第1項の地すべり防止区域
 - ・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
 - ・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の土砂災害特別警戒区域
 - ・ 特定都市河川浸水被害対策法第56条第1項の浸水被害防止区域

移転促進区域

住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域

○スキーム図



※1 都道府県は市町村からの要請に基づき、都市再生機構は委託に基づき、計画策定及び事業実施ができる

※2 住宅団地の整備には、住居の移転に関連して移転が必要な要配慮者施設の用地整備を含む